

紀の川市副業プロ人材活用推進補助金交付要綱

令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、専門的な技術、技能等を有する人材の活用により企業の生産性の向上、経営課題の解決等を図るため、副業プロフェッショナル人材を活用しようとする市内事業者に対して、予算の範囲内で紀の川市副業プロ人材活用推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、紀の川市補助金等交付規則（平成17年紀の川市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プロフェッショナル人材 中小企業等において必要とされる専門的な分野に関する知識を有し、経営の強化につながるような活躍が期待できる者をいう。
- (2) 副業プロフェッショナル人材 前号に規定のプロフェッショナル人材のうち、具体的なプロジェクト又は業務を通して企業の成長戦略の実現に不可欠な人材であって、和歌山県プロフェッショナル人材戦略拠点パートナーシップ協定を締結している副業・兼業人材専門紹介会社の仲介によって県内企業へ副業形態で業務に従事する県外在住者をいう。
- (3) 和歌山県プロフェッショナル人材戦略拠点 県内中小企業や小規模事業者の、攻めの経営への転身及び経営課題の解決への意欲を喚起し、県外のプロフェッショナル人材への県内への還流を促進し、地域経済の成長力を高めることを目的として県が設置した拠点をいう。
- (4) 副業・兼業 和歌山県外の事業所で勤務又は事業実施するプロフェッショナル人材がわかやま産業振興財団による支援を受けて、県内企業において業務委託契約又は雇用契約等に基づき、経営戦略立案及び経営課題の解決等の業務に従事することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日時時点で紀の川市に主たる事業所を有する者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない者
- (4) 市からの商工業者向けメール配信の受信者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が生産性の向上、経営課題の解決等のために、わかやま産業振興財団が実施する副業・兼業トライアル業務を活用し副業プロフェッショナル人材を募集する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業の経費のうち、補助対象事業の執行に認められる副業プロフェッショナル人材に支払う報酬のうち1箇月分とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に助成率2分の1を乗じた額とし、5万円を上限とする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の申請回数等)

第7条 補助金の交付は、1 補助対象者につき同一事業年度内に1 回限りとする。

(補助申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、紀の川市副業プロ人材活用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 市税の納税証明書

(2) わかやま産業振興財団に提出した企業情報シートの写し

(交付の決定)

第9条 市長は、交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、紀の川市副業プロ人材活用推進補助金交付決定通知書（様式第2号）又は紀の川市副業プロ人材活用推進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）に対し条件を付することができるものとする。

(申請内容の変更及び取消し)

第10条 補助決定者は、申請の内容に変更が生じたときは、紀の川市副業プロ人材活用推進補助金変更申請書（様式第4号）に変更内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、紀の川市副業プロ人材活用推進補助金変更承認通知書（様式第5号）又は紀の川市副業プロ人材活用推進補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、当該補助決定者に通知するものとする。

(実績の報告)

第11条 補助決定者は、補助金に係る事業が完了したときは、速やかに紀の川市副業プロ人材活用推進補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支報告書

(3) 領収書の写しその他の支払が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、紀の川市副業プロ人材活用推進補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助決定者がこの要綱に違反したときは補助金の交付の決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、その返還を命ずることができる。

(申請内容の情報提供)

第14条 市長は公益上特に必要があると認めるときは、国、和歌山県及び市の関係課等に対し、個人情報を含む申請内容の情報を提供することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。